

平成4年千葉県告示第102号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2の備考1及び2の規定により、道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間を次のとおり定めます。

平成4年4月1日

千葉市長 松 井 旭

1 区域の区分

第1種区域及び第2種区域は、それぞれ平成4年千葉県告示第100号の2の表において区分した区域とする。

2 時間の区分

- (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで